

公益財団法人福井原子力センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福井原子力センター(以下「センター」という。)の定款第15条及び第28条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む)、参加費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬月額は、287,500円までの範囲内とし、理事長が理事会と評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(諸手当)

第4条 常勤役員には、前条の報酬の他、別記の支給基準によって期末勤勉手当及び通勤手当を支給する。

- 2 前項の期末勤勉手当の支給については、福井県の「県関係団体等への再就職者の給与等に関する基準」に準じて、理事長が理事会と評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 1項の通勤手当の支給については、福井県一般職の職員等の給与に関する条例に準じて、理事長が理事会と評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって定まった日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別記（諸手当）

支 給 基 準

福井県の「県関係団体等への再就職者の給与等に関する基準」

期末勤勉手当： 支給月数は、県の再任用職員の支給月数と同じ月数とし、期末勤勉手当の加算措置は適用しない。

通勤手当： 福井県一般職の職員等の給与に関する条例による額とする。